最終更新日：2020年7月31日

株式会社 アルファクス・フード・システム

代表取締役社長 田村　隆盛
問合せ先：0836-39-5151
証券コード：3814
https://www.afs.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、社是に掲げる「食文化の発展に情報システムで貢献」を目指し、経営理念と行動指針に基づき、当社クライアントである外食産業の最大利益を追求するための情報システム製品提供すること、及び企業倫理とコンプライアンスの重要性を認識し、企業の社会的責任を全うすることを通じて、株主の皆様をはじめとした外食産業を中心とした取引先、社員、地域社会などステークホルダーズの期待に応え、企業価値を向上するように、全社員が一丸となって取り組んでおります。その実現のために、当社は今般、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、経営の効率性と健全性・透明性を向上させることにより、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実を図りました。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しておりますので、本欄に記載すべき事項はありません。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
田村　隆盛	1,286,939	51.19
資産管理サービス信託銀行信託Ｅ口	197,500	7.86
株式会社ＳＢＩ証券	54,319	2.16
自社（自己株口）	50,300	2.00
Ｏａｋ　キャピタル	44,900	1.79
ＪＰモルガン・バンク・ルクセンブルグ	32,100	1.28
松井証券株式会社	26,500	1.05
片桐 紀博	21,400	0.85
楽天証券株式会社	20,600	0.82
木下 圭一郎	20,200	0.80

支配株主（親会社を除く）の有無	田村　隆盛
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	9 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との取引につきましては、一般取引と同様に適切な条件のもとに行うことを基本方針とし、取締役会において取引内容及び取引の妥当性等について審議の上、取引の是非を決定することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	10 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
栃木　伸二郎	公認会計士											
佐藤　久典	弁護士											
高山　行紀	公認会計士											
木下　輝彦	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
栃木　伸二郎	○	○	―――	公認会計士、税理士の資格を有しており、財務、会計、税務に関する専門知識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております
佐藤　久典	○	○	チタン工業株式会社 社外取締役監査等委員	弁護士、司法書士の資格を有しており、専門的知見に基づいて適切な監査が行え、社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、選任しております。

高山　行紀	○	○	―――	公認会計士、税理士の資格を有しており、財務、会計、税務に関する専門知識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。
木下　輝彦	○	○	株式会社ツバメ・イータイム 取締役	企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	7	3	3	4	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	なし

現在の体制を採用している理由 更新

当社は、監査等委員会と内部監査部門との連携により監査を実施することから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社では、監査等委員、内部監査部門及び会計監査人が必要に応じて会合を実施し、内部統制に関する報告、意見交換を実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役（社外取締役除く）に対する報酬制度に関しては、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、当社役員が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションを導入しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役

該当項目に関する補足説明

当該ストックオプションの付与は現時点において実施しておりません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役(社外取締役を除く)の報酬の総額は、年額88百万以内(ただし、使用人分給与を含まない)となっております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

開示はしておりませんが、株主総会で決議された報酬の総額の範囲内で、取締役会にて業績を加味して決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

当社では、監査等委員である社外取締役のサポートは経理部・総務部において行っております。監査等委員である社外取締役に対しては、取締役会における経営判断に対する監督・助言に資するよう、またそれらが効率的にすすめられるよう、取締役付議事項等について、議案や資料等を通知し、事前説明を行う等のサポートを行っております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1.取締役会
取締役は7名(内社外取締役は4名)で構成されております。取締役会は原則として毎月1回開催しており、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。取締役会は、経営上の重要事項決定機関として、法令及び定款に定められた事項並びに重要な決定に関する事項等を決議しております。なお、取締役会が認めた場合は、オブザーバーとして取締役以外の者が出席し、意見を述べております。
この他の会議体として毎月1回開催の執行役員会議、週1回開催の拠点内会議を行っております。

2.監査等委員会
毎月1回監査等委員会を開催し、必要に応じて臨時監査役会議を開催しております。監査等委員は取締役会に出席し、適宜監査役監査を実施しながら取締役の職務執行を監査しております。

3.執行役員会
執行役員制度を採用しており、執行役員6名で構成されております。毎月1回執行役員会を開催しており必要に応じて臨時執行役員会を開催しております。執行役員会においては、各担当より業務の執行状況が取締役社長に報告され、必要に応じて積極的に取締役会に進言を行っております。

4.内部監査
内部統制の業務執行状況に関しましては、内部監査室が全部署を定期的に監査・調査・指導を行っております。監査等委員及び会計監査人とも密接な連携をとり内部状況を監査しております。

5.会計監査
会計監査を担当する会計監査人として、監査法人アリアと監査契約を結び、会計監査を受けております。なお、当社の監査業務を執行した公認会計士は、以下のとおりです。
茂木 秀俊(監査法人アリア)
山中 康之(監査法人アリア)

6.内部監査及び監査等委員監査の状況
内部監査は、内部監査室が担当し会社の業務及び財産の実態を合法性と合理性の観点から監査し、経営合理化及び能率増進に資するとともに、不正・過誤の防止につとめ、経営管理に寄与することを目的としております。内部監査担当者は、年度監査計画に基づき各部署の実地監査及び書面監査を行い、その結果及び改善指示を取締役会に報告し、その後、各監査対象部署は、改善状況の報告を取締役会及び内部監査室に報告を行っております。定期的に拠点訪問を実施し、全社の状況の把握につとめた上で取締役の職務執行を監視できる体制になっております。　内部監査人、監査等委員及び会計監査人は、相互に情報交換等を行い、監査の実効性を高めております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査等委員設置会社へ2020年7月3日に移行しました。移行の目的は、監査等委員である取締役が取締役会の構成員として取締役会での議決権を持ち、監査機能を担いつつ、取締役会の業務執行の監督機能と実効性を高めることで、取締役会の透明性、公正性の向上を図ることにあります。また、監査等委員は、内部監査室、会計監査人と緊密に連携し、組織的な監査を行うとともに、内部統制体制の充実をも図ります。また、重要な法的判断を要する事項については、監査等委員の構成員である弁護士及び、当社顧問弁護士であるTMI総合法律事務所に相談のうえ、検討・解決を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は、9月であり、株主総会の設定月があまり集中しない時期となっております。
その他	招集通知の一部はインターネット開示を行っており、早期の開示に努めております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期ごと（通期決算発表時及び第2四半期決算発表時）に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいてIR資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR・広報室においてIRを行っております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、全てのステークホルダーに公平、正確及び継続的な情報開示を基本方針としております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	SDGs基準を心がけており、当社システムを通して食品ロスの削減を推進しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、取締役会において、業務の適正を確保する体制の構築に関する基本方針を定め、体制構築を進めております。その概要は以下のとおりであります。

1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
⑴ 当社の取締役・従業員が従うべき基本原則であるガバナンス統制を則り、取締役は法令を遵守することのみならず、企業の果たすべき社会的責任を自覚して行動してまいります。
⑵ 取締役に対し社外専門家による研修を定期的に実施し、取締役は平素より法令遵守に基づいた経営を目指し、当社に法令遵守の精神が醸成されるよう率先して行動してまいります。
⑶ 取締役の適正な職務執行を図るため社外である監査等委員を4名以上置き、公正で透明性の確保された監査を徹底してまいります。
⑷ 経理部長をコンプライアンス担当に任命し、コンプライアンス及び内部統制に関する事項を実施してまいります。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
⑴ 株主総会議事録、取締役会議事録及び重要な会議の議事録並びにこれらの関連資料を保存、管理するための担当部署を置き、これらを１０年間保存し、必要に応じた閲覧が可能な状態を維持してまいります。
⑵ 社内の機密情報の取扱いにつき、保存、管理、閲覧、回付等に関する規程を整備し、機密情報の適切な活用に努めるとともに、その安全管理を図ってまいります。
⑶ 社内の情報ネットワークのセキュリティ向上のためのツールの導入及び情報の取り扱いに関する規程等の強化を行い、社内における情報の共有を確保しつつ、その漏洩を防止する体制を整備してまいります。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
⑴ 内部監査室は、組織横断的なリスクの分析、評価を行い、リスク対応の方策の策定、運用を行なわせる体制を整備してまいります。
⑵ 経理部と内部監査室は、業務マニュアル、諸規定の体系化を図り、業務の標準化を行なうことでオペレーションリスクの最少化に努めてまいります。
⑶ IR・広報室は、危機発生の緊急事態に備え、必要な設備と人員を確保し、想定される危機に応じた対応マニュアルを整備し、危機に対し即応性の高い体制を構築してまいります。

4．取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
⑴ 取締役の職務分掌と権限を明確にし、意思決定が迅速かつ公正に行なわれ、その伝達が速やかに行なわれる組織体制を構築し、そのために関係諸規定の見直し、整備を行なってまいります。
⑵ 経営環境の変化に応じ組織の業務分担を見直し、効率的かつ合理的な業務の運営を行なうため弾力的に組織の統廃合、再編を行なうことができる手続や体制の整備を行なってまいります。

5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
⑴ 法令及び社内ルールに関して疑義のある行為について、従業員が直接通報できる「コンサルライン（内部通報）」制度を社内外に確保し、同制度が有効に機能するよう同制度の周知を徹底してまいります。また、同制度の運用にあたっては通報者に不利益が及ぶことのないようにその保護を最優先事項といたします。
⑵ コンプライアンス及びCSRに関する事務の担当者において、これらに関する事項の教育を含めた企画立案と運用を行ってまいります。
⑶ コンプライアンス・マニュアル、倫理規程等を整備し、法令に関する遵守事項、行動規範について従業員に対し周知し、遵守を徹底させてまいります。
⑷ 従業員の法令及び社内ルールの違反行為に対し、適正な手続を経た上で、公正に懲戒を含む処分を行うための体制を確保してまいります。

6．監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
⑴ 経理部と内部監査室を監査等委員の職務を補助するための部署といたします。
⑵ 監査等委員は経理部と内部監査室の部員を指示し、その職務を補助させることといたします。
⑶ 内部監査室は、内部統制内部監査担当の実効性を確保するため監査活動を行ない、有効な監査活動を行なうため内部監査室に必要な権限を付与するとともに、関係部署がこれに従う体制を整備してまいります。

7．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
⑴ 内部監査室の部員についての人事、処遇、懲罰については、監査等委員と協議し、監査等委員の意見を尊重いたします。

8．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
⑴ 経理部長と内部監査室は内部統制整備の実施状況について、随時監査等委員に対して報告を行います。
⑵ 取締役及び従業員は、監査等委員から会社の業務の実施、財産の状況等について報告を求められたときは、速やかにこれに応じてまいります。

9．その他、監査等委員の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
⑴ 監査等委員と社内取締役及びグループ会社各社の取締役らとの意思疎通を図る機会を設け、監査の実効性を確保してまいります。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、反社会的勢力とは一切関係を持たず、いかなる不当要求に対しても組織として毅然とした対応をとり、取引や資金提供等は一切行わないことを基本方針としております。
反社会的勢力からの不当要求があった場合は、警察や顧問弁護士等の外部機関と連携して組織全体で法律に則した対応をいたします。また、契約書や覚書等の書面においては、反社会的勢力排除に関する条項を設けて契約を進めております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

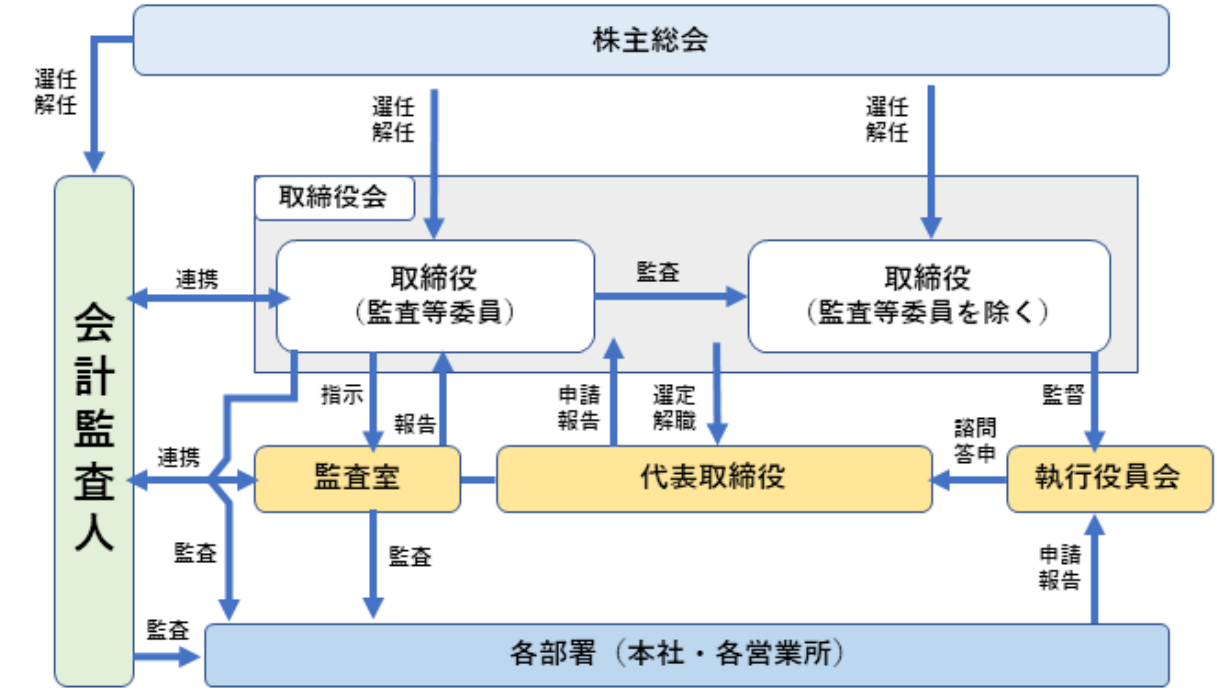
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の適時開示に関する体制については、IR･広報室にて整備をすすめており、適切な開示に努めてまいります。

コーポレート・ガバナンス体制図



適時開示体制の概要

